

「学校感染症治癒証明書」の発行について（お願い）

生徒の疾病が治癒、または、他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒本人に、「出席（登校）可」の旨のご指導をいただき、下欄の「学校感染症治癒証明書」を発行下さいますようお願い致します。

帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校長 様

学校感染症治癒証明書

学校名 帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校

中・高 年 組 番 氏名 _____

- 上記の者について、下記の感染症（○印）と診断しました。
- 上記の者について、下記の感染症の為に出席停止としていましたが、症状が軽快しましたので、
_____年 _____月 _____日より登校することを許可します。

★該当の病名に○印をつけてください。

【学校保健安全法に基づく学校感染症一覧】

	○印	疾病名	出席停止期間の基準 医師が感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない		○印	疾病名	出席停止期間の基準 医師が感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない
第1種		()	治癒するまで	第3種		コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第2種		インフルエンザ (型)	発症後5日を経過し、かつ、 解熱後2日を経過するまで			細菌性赤痢	
		麻疹	解熱後3日を経過するまで			腸管出血性大腸菌感染症	
		風しん	発疹が消失するまで			腸チフス	
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで			パラチフス	
		咽頭結膜熱	主要症状消失後2日を経過するまで			流行性角結膜炎	
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した5日後 を経過し、かつ全身症状が良好になるまで			急性出血性結膜炎	
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正 な抗生物質製剤による治療が終了するまで			その他の感染症 ()	
		結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで				
		髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで				

※「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナなど
「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」 アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹

<出席（登校）停止期間>

_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日まで(_____日間)出席を停止したことを認めます。

証明年月日 _____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

担当医師名 _____ 印